

关于无介绍信状态下就诊时的选定疗养费 紹介状をお持ちでない場合の選定療養費について

本医院是一所“特定功能性医院”，提供先进的专科医疗服务。因此初次就诊的患者原则上需要其他医疗机构的介绍信。

无介绍信时仍可就诊，但除初诊费以外，“无介绍信时的承担金额（选定疗养费）”具体如下：

本院は、高度な医療ならびに専門性の高い特殊な医療を提供する「特定機能病院」です。初めて受診される患者の皆さまには、原則、他の医療機関からの紹介状が必要です。紹介状がない場合は、初診料とは別に「紹介状なし負担額(選定療養費)」として以下のとおり負担していただくことになります。

医科 13,200 日元（含税）：医科 13,200 円(税込)

牙科 5,500 日元（含税）：歯科 5,500 円(税込)

此外，即便复诊时症状稳定且从本医院反向介绍给经常就诊的医生，但仍继续在本院就诊时，除复诊费以外，还需承担以下费用：

また、再診時においても、病状が安定し本院からかかりつけ医へ逆紹介を行ったにもかかわらず、引き続き本院を受診した場合は、再診料とは別に以下のとおり負担していただくことになります。

医科 3,300 日元（含税）：医科 3,300 円(税込)

牙科 2,090 日元（含税）：歯科 2,090 円(税込)

不过，救护车运送的病人和公费医疗（儿童医疗卡和单亲家庭医疗除外）覆盖的病人在没有转诊信的情况下无需付费。此外，无介绍信状态下分别在医科和牙科就诊（初诊时）时，则需要分别另行支付费用，以作选定疗养费。

ただし、救急車で搬送された方及び公費負担医療制度の適用を受けられる方の場合、紹介状をお持ちでなくてもご負担の対象とはなりません。(乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療はご負担の対象です)医科と歯科を別々に紹介状をお持ちでなく受診(初診の場合)された場合には、それぞれで選定療養費として別途料金が必要となります。

岡山大学医院：岡山大学病院

截至 2024 年 2 月 1 日：2024年2月1日

本文書について

本文書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

本文書は日本語を正文とします。その他の言語による訳文が作成された場合であっても、日本語のみが正文としての効力を有し、正文の解釈については何らの影響を及ぼしません。

本文書の翻訳、また説明時の通訳には最善を尽くしますが、疑問を感じた場合は納得できるまで確認してください。

关于本文件

本文件依据日本法并按日本法进行解释。本文件的正文为日语。即便制作其他语言的译文，仅日文版具有作为正文的效力且不会对正文的解释带来任何影响。应尽力翻译本文件且尽力翻译说明时的内容，但有疑问时，请尽量确认，直到可以接受。